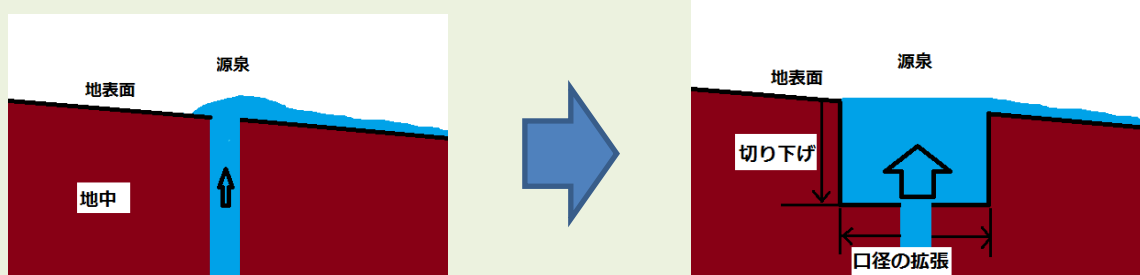


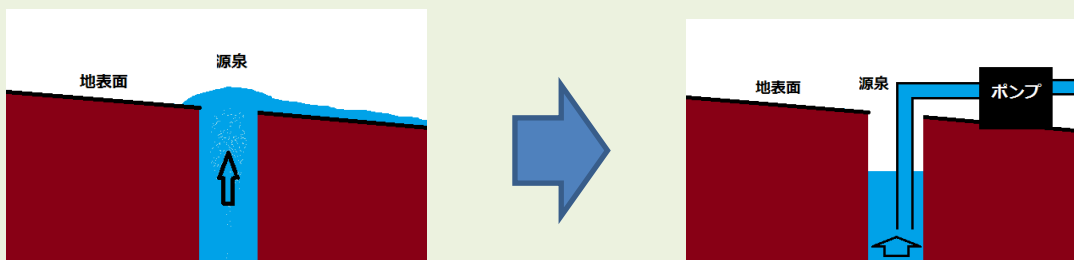
# 温泉の掘削以外でも温泉法の許可が必要になる場合があります

温泉をゆう出させる目的で土地を掘削する場合は、温泉法第3条第1項に基づく「温泉掘削許可」が必要になりますが、次に該当する場合は、増掘の許可や動力の装置の許可が必要になります。(温泉法第11条第1項)

- 1 自噴する源泉のゆう出路の口径の拡張又は、ゆう出口を切り下げる行為は、増掘の許可が必要です。 ※ゆう出量が増加する行為にあたる場合



- 2 温泉のゆう出量を増加させる目的で動力(ポンプ)を取り付ける場合は動力装置の許可が必要です。 ※動力装置によりゆう出量が増加する行為にあたる場合



温泉の掘削、増掘、動力装置の許可は、温泉法第32条の規定により秋田県環境審議会温泉部会(年3回開催)の意見を聴いて行われます。

温泉部会は、通常、7月、11月、3月に行われますので、許可申請する場合は、部会開催日の1ヶ月前までに所管する保健所に必要書類を添えて提出してください。

※必要書類は、行為地により異なる場合があります、日数を要するものがあります。

開催月が変更の場合もありますので、余裕をもって、あらかじめご相談ください。

ご相談・お問合せ先

名称	管轄	電話番号	FAX番号
自然保護課	—	018-860-1616	018-860-3835
大館保健所	鹿角市、小坂町、大館市	0186-52-3954	0186-52-3911
北秋田保健所	北秋田市、上小阿仁村	0186-62-1167	0186-62-1180
能代保健所	能代市、八峰町、三種町、藤里町	0185-52-4331	0185-53-4114
秋田中央保健所	男鹿市、潟上市、五城目町、井川町、八郎潟町、大潟村	018-855-5173	018-855-5160
秋田市保健所	秋田市	018-883-1181	018-883-1344
由利本荘市保健所	由利本荘市、にかほ市	0184-22-4121	0184-22-6291
大仙保健所	大仙市、仙北市、美郷町	0187-63-3683	0187-62-5288
横手保健所	横手市	0182-45-6139	0182-32-3389
湯沢保健所	湯沢市、羽後町、東成瀬村	0183-73-6157	0183-73-6156